

重要なお知らせ

組合員の皆さまへ

平成31年4月吉日

【出資証券のペーパーレス化(不発行)のお知らせ】

平素より京滋信用組合をご利用いただきまして誠にありがとうございます。

このたび、出資証券のお取り扱いにつきまして、次のとおりとさせていただきますので、何卒、格別のご理解を賜りますようお願い申し上げます。

組合員の皆様からお預かりしております出資金につきましては、これまで出資証券を発行しておりましたが、2019年4月1日より出資証券をペーパーレス化(不発行)し、当組合の組合員名簿により電子データにて一元管理させていただくこととなりました。

組合員様の出資金残高ならびに組合員としての権利等につきましては、これまでと何ら変わりありませんのでご安心下さい。

今後、出資金残高につきましては、毎年開催する総代会の終了後に、「出資配当金通知書兼領収書」をご自宅等へ送付することでお知らせとさせていただきます。

また、お取引(加入・増口・一部譲渡)の都度、「出資金領収書」(一部譲渡の場合、「出資金証明書」)をもってお取引内容について、お知らせさせていただきます。

なお、お手元の出資証券につきましては、今後、譲渡、相続、名義変更などの手続きを行う際に、当組合にて回収させていただきます。

組合員の皆様におかれましては、何卒格別のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

【出資証券ペーパーレス化(不発行)についてのQ&A】

Q1:なぜ、出資証券をペーパーレス化(不発行)にするのですか。

A1:出資証券は、預金の通帳や証書と違って、日頃出し入れすることがなく、また、長期にわたって保管しなければならず、出資証券を紛失されている場合には、相続・脱退・譲渡・名義変更の手続き時に証券紛失等のご負担をお掛けすることになります。

今後、出資証券をペーパーレス化(不発行)とすることにより、その手続きが簡素化され、組合員様のご負担を軽減することができます。

Q2:手元にある出資証券はどうすればよいのですか。

A2:お手元の出資証券は、そのまま保管いただければ結構です。

Q3:出資証券を紛失した場合は、どうすればよいのですか。

A3:出資証券を紛失された場合でも、出資金並びに組合員としての権利などに何ら影響はございません。ただし、紛失された旨の届出が必要となりますので、お取引のある営業店へご連絡願います。

Q4:組合員(出資)に新規加入した場合はどうなるのですか。

A4:組合員(出資)に新規加入いただいた際には、出資証券は発行いたしません。お名前や出資金額等を記載した「出資金領収書」を発行させていただきます。

Q5:脱退するときに出資証券はどうすればよいのですか。

A5:脱退の際には出資証券をご提出いただく必要はございません。

ただし、出資証券を発行済のお客さまにおかれましては、共に回収させていただきます。ご不明な点がございましたら、お気軽にお取引のある営業店までご連絡ください。